

社会福祉法人あしたば福祉会 処遇改善の取組について

- ・就労継続支援 B 型事業所 あしたば作業所においては、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。
- ・共同生活援助事業所あしたばにおいては、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。
- ・短期入所事業所安久志ホームにおいては、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。

令和3年度 福祉・介護職員処遇改善加算

★賃金改善を行う賃金項目及び方法

～種類～

- ・基本給・手当・賞与（福祉・介護職員の処遇改善に関する規程あり）

～取組内容～

- ・月給 5000 円の増額 時給 30 円の増額
- ・一時金については、勤務実績に応じて個別に決定し、8 月・3 月・5 月に支給する。

★キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲを満たしています。

- ・キャリアアップ研修を含む外部研修計画を基にして、外部研修を受講することにより、知能・技能のレベルアップを図ることを目指すと共に、施設内研修で得た研修成果を発表し、全体で情報共有を図り、それを基に評価を行う。

★職場環境等要件

- ・法人や事業所の経営理念や支援方法・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族型の謝意等の情報を共有する機会の提供

★届出に係る根拠資料

- ・加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。
(就業規則・給与規程)
- ・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支給します。(給与明細)
- ・加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。
(勤務体制表・介護福祉士等登録証)
- ・キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。
(資質向上のための計画)
- ・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。
- ・労働保険料の納付が適正に行われています。
(労働保険関係成立届・確定保険料申告書)
- ・本計画書の内容を雇用する全ての職員に周知しました。
(会議録・周知文書)

令和3年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

★賃金改善を行う賃金項目及び方法

～考え方～

次の条件を満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」と考え支給する。

- ①サービス管理責任者として、勤続10年以上の者
- ②社会福祉士等の資格を有する勤続10年以上の者

～範囲～

- ・経験・技能のある障害福祉人材
- ・他の障害福祉人材
- ・その他の職種

～種類～

- ・基本給・手当・賞与(福祉・介護職員等特定処遇改善に関する規程あり)

～取組内容～

- ・支給額は、資格、経験、技能、勤務実績を考慮し、各人ごとに決定する。
- ・「経験・技能のある障害福祉人材」
基本給 5500 円の引き上げ・一時金については 8 月・3 月・5 月に支給する。

- ・「他の障害福祉人材」
一時金として8月・3月・5月に支給する

- ・「その他の職種」
一時金として8月・3月・5月に支給する

★職場環境等要件

- ・法人や事業所の経営理念や支援方法・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族型の謝意等の情報を共有する機会の提供

★見える化要件

- ・障害福祉サービス等情報公表検索サイトへの掲載
- ・自社のホームページに掲載

★届出に係る根拠資料

- ・加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。
(就業規則・給与規程)
- ・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支給します。(給与明細)
- ・加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。
(勤務体制表・介護福祉士等登録証)
- ・キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。
(資質向上のための計画)
- ・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。
- ・労働保険料の納付が適正に行われています。
(労働保険関係成立届・確定保険料申告書)
- ・本計画書の内容を雇用する全ての職員に周知しました。
(会議録・周知文書)